

山口大学留学生アドバイザー業務と留学生支援の課題

野原志帆
渋谷めぐみ

要旨

本稿では、山口大学の留学生アドバイザーの業務内容を紹介する。はじめに留学生アドバイザー職と業務について概観する。次に、留学生の社会生活の現状と生活上で困難が生じやすいトピックを提示する。最後に、ブロンフェンブレンナーのモデルを適用して留学生をとりまく環境を説明し、留学生が留学生アドバイザーおよびその他の援助資源からどのような援助を受けているかを説明する。

キーワード

留学生支援, 留学生アドバイザー, 多言語, 大学, 援助資源

1 概観

1.1 本稿の目的

他大学と同様、国立大学法人山口大学（以下、山口大学）においても教職員・学生により様々な留学生支援が展開されている。その中で留学生アドバイザーは留学生の生活支援を行っているが、留学生数の年々の増加に伴い業務内容の多様性が増している。本稿では、山口大学の留学生アドバイザーの業務内容を紹介する。

1.2 留学生数

2008年の文部科学省をはじめとする関係省庁による「留学生30万人計画」の骨子策定に伴い、全国の留学生数は増加してきた。図1のように、山口大学においても留学生数は増加傾向にある。

また、留学生を対象とするプログラム数およびその定員の増加により、図2のように滞在期間・出身国・帯同者といった彼らのバックグラウンドも多様化してきた。

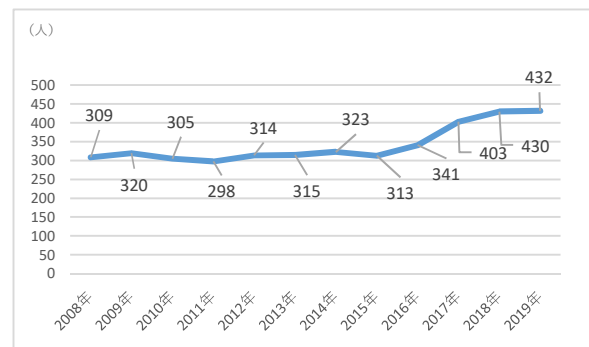


図1 山口大学在籍留学生数の推移（注1）

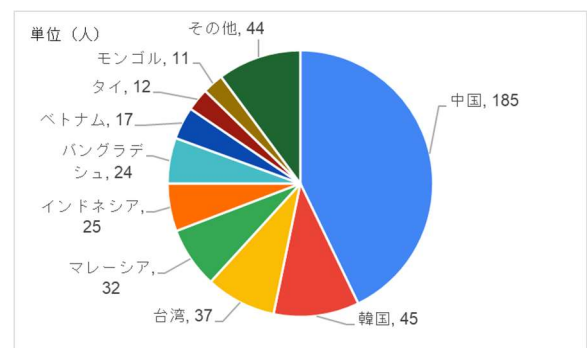


図2 国籍別在籍留学生数
（2019年）（注2）

1.3 留学生の生活支援に関する研究

留学生の生活経験が留学の満足度に及ぼす影響は、先行研究により指摘されてきた。

Hennings, Tanabe(2018)が関西の大学への交換留学生を対象に行った調査では、「日本での生活経験」は90%以上の学生にとって日本留学の達成目標として重要であった。Perez(2017)によれば、大学による留学生へのサービス提供は留学のプル要因として機能するのみならず、大学の国際化において鍵となるトピックの1つとなりつつある。

留学生への生活支援についての研究も進んでいる。アメリカの大学で留学生を対象として生活支援と文化適応の関係を調査したShuによれば、大学からの生活支援は友人や研究仲間からの支援に次いで留学生の文化適応を大きく促す要因であり、また文化適応の促進のためには、大学による生活支援の規模および多様性の拡大よりも質の向上が重要である(Shu et al, 2020)。

国内においては、全国の大学の34.5%が、「外国人留学生向けの学生支援」が今後の課題であると回答している(JASSO, 2017)。各大学は留学生センターなどを設置し組織的に留学生の生活支援を行っており、その現状と課題について研究・報告が行われている(cf. 横田, 白土, 2004; 大西, 2012, 2016, 2018; 岡, 2016, 2017, 2018; 高松, 2019)。

2 留学生アドバイザー

2.1 設置の経緯

山口大学の留学生アドバイザーは、学生支援部国際交流課留学生交流係に属する非常勤事務職員である。留学生アドバイザー職は、留学生の抱える諸問題を扱う一次窓口として2011年6月に設置された。

当時の「山口大学外国人留学生・外国人研究者サポートオフィス申し合わせ」には、「支援内容」として次の記載がみられる。「サポートオフィスにおいては次に掲げる支

援業務等を行う。(1)在留資格認定証明書交付申請に必要な書類の本人への通知と受領。

(2)国際交流会館に関する資料及び入居申請書様式の本人への送付。(3)在留資格認定証明書交付申請。(4)在留資格認定証明書及び入学予定証明書(部局発行)又は入学許可書(教育支援課[当時:筆者注]発行)の送付。(5)国際交流会館への入居に関する通知。(6)渡日日程の照会。(7)借上バスによる、空港への出迎えサービス。(4月, 10月, 各1回)(8)出迎えサービスを利用しない者に対し、入国箇所からキャンパスまでのアクセスについての情報提供。(9)外国人登録[当時:筆者注], 国民健康保険加入, 銀行口座開設, 布団購入補助等日本での生活開始時の支援。(10)留学終了時の諸手続きに関わる支援。(11)その他教育, 研究に関わる分野以外の支援。」(山口大学, 2011)。

2.2 吉田キャンパスにおける相談体制

山口大学には吉田キャンパス(山口市)と常盤・小串キャンパス(宇部市)があり、本稿では学生数・留学生数が多い吉田キャンパスの状況について取り上げる。

吉田キャンパスの留学生アドバイザーは設置当初は1人体制であったが、留学生数の増加に伴い2017年4月より2人体制となった。また、アシスタントとして日本人学生または留学生が毎日1名、曜日ごとに勤務している。留学生アドバイザーは日本語と英語で対応が可能であり、アシスタント学生のうち1名は中国語で対応可能な者を採用するようにしている。

留学生アドバイザーおよびアシスタント学生は、留学生アドバイザールームに常駐している。相談に予約は不要で、来室以外に電話やメールでも相談に乗っている。留学生から相談を受けた教職員や日本人学生が、留学生アドバイザーに問い合わせに来る場合もある。またいくつかの後述事例に見られるように、

学外からの問い合わせ等にも対応している。

留学生アドバイザールームは共通教育棟 2 階に位置する。周囲に教室やオフィスはなく階段やトイレが配置されているため、空間的に独立した印象を与えると同時に、出入りする姿を他の学生に見られることも少ない。部屋の扉は開放的な全面ガラス張りであるが、その半分ほどは木の目隠しで覆われている。十畳ほどの広さの室内には、他の教室やオフィスの白い壁とは違い、橙色の壁紙が張られている。室内外の掲示スペースには一般の掲示物と並び、手作りの万国旗や各国の留学生の土産物が飾られている。相談に来る留学生にプライバシーが確保できるという安心感を与え、かつ居心地の良い空間になるような工夫がなされている。

相談には留学生アドバイザールーム内で対応するか、あるいは学内の他の窓口等と同行する。緊急時を除き、留学生アドバイザーは学外に同行していない。

3 留学生アドバイザーの業務（渡日前後の定型サポート）

留学生アドバイザーの業務は渡日前後の定型サポートと生活相談の個別サポートの 2 つに分けられる。この章では前者について記述し、次章で後者について記述する。

3.1 渡日サポート

留学生の入学時期は 4 月と 10 月であり、これに合わせて渡日に関するサポートが必要となる。留学生アドバイザーは学部から依頼を受け、入学が決まった留学生に対し在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility, 以下、COE）の交付申請および本人への送付、渡日前情報の提供、印鑑等の注文、空港から大学までの交通手段の情報提供、福岡空港からのピックアップバスサービス、留学生寮（国際交流会館、YU 国際シェアハウス）の入居申請・選考結果通知等を行っている。対象となる留学生数は、2012 年頃は各回 20

名程度であったが、年々増加し 2018 年頃からは各回 80-180 名となっている。

福岡空港ピックアップバスサービスは、新留学生オリエンテーション開始前日に福岡空港から山口大学まで留学生を送迎するサービスである。バスは午前中に山口大学を出発し昼過ぎに福岡空港に到着して留学生を乗せ、常盤キャンパス、YU 国際シェアハウス・国際交流会館（ともに山口市）で順次停車する。バス 1 台あたりの定員は留学生約 40 名で、留学生の数に合わせて 2～4 台を準備する。1 台につき職員 1 名と在学生ボランティア（後述）数名が乗車する。

3.2 新留学生オリエンテーションの運営

上述の年 2 回の入学時期に合わせ、新留学生全員を対象としたオリエンテーションが行われる。留学生交流係が日程とプログラムを決定し、留学生アドバイザーがスケジュール調整を行い、留学生センター等の協力を得て実施する。プログラムの一部には日本語・英語・中国語の通訳を準備している。また、日本人を中心とした在学生ボランティアを募集し、福岡空港ピックアップバスサービスおよびオリエンテーションの各プログラムを補助してもらう。

留学生アドバイザーは市役所・銀行口座開設手続きを担当し、書類の事前準備・記入指導・市役所・銀行への提出、本人確認の引率、手続き完了後の在留カード・銀行通帳の受け取りと留学生への受け渡しを行う。

市役所手続きについては、オリエンテーションのプログラム内で留学生が住民異動届・国民年金免除申請書を作成し、留学生アドバイザーおよび留学生交流係が全員分の書類を提出し住民登録をする。

銀行手続きについては、留学生アドバイザーおよび留学生交流係が銀行に依頼し、まとめて新入留学生の口座を開設する方法をとってきた。しかし留学生数が増え、また金融関

連の法律改正に伴う銀行事務の増大という事情もあり、以前より銀行から留学生の口座開設の依頼件数を減らしてほしいとの要望が出ていた。これを受け、山口大学は 2019 年

10 月に YU 国際シェアハウスの家賃支払い方法を変更し、YU 国際シェアハウス入居者は銀行口座なしで留学生寮の家賃の支払いができるようにした。そして、一斉口座開設の対象者を国際交流会館居住者のみとした。しかし対象とならなかった留学生のうち数十名が口座を開設するために個人で銀行を訪れたため、一部の学生が開設手続きを断られるなどの事態となり、銀行側からの要望で 2020 年 4 月新入留学生については再び留学生寮全居住者の一斉口座開設を行う運びとなった。

4 留学生アドバイザーの業務（生活相談の個別サポート）

留学生アドバイザーに持ち込まれる相談の件数は 1 日あたり 3-10 件で、4 月と 10 月の渡日直後の時期などには 1 日 20 件以上になる日もある。

4.1 在留資格に関係する相談、書類作成

本学における在留資格に関連する業務に留学生アドバイザーが何らかの形で関わる割合は高い。本学の留学生・外国人研究者の

COE 交付申請の 9 割近くを留学生アドバイザーが行っていると推測される他、留学生・外国人研究者の個別の在留資格の延長・変更、家族滞在の COE 交付申請等についての相談に乗っている。

在留資格に関する相談の一つに、休学に関する相談がある。休学の場合には「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）では在留資格に基づく本来の活動を継続して 3 か月以上行っていない場合は在留資格取り消しの対象になると定められているため、休学中は帰国しなければならない。また、休学中は資格外活動（アルバイト）ができない。このた

め、留学生は休学をする際には生活についても計画を立てる必要がある。

就職活動のため卒業後の在留の継続を希望する留学生からの相談はここ数年増加しており、希望する学生には在留資格を特定活動に変更する手続きについて説明している。しかし、これまでに行ってきた就職活動の回数や内容が乏しかったため、手続きに必要な推薦状が大学から発行されない場合もあった。

4.2 学内資源・学内コミュニティとの連携

履修、日本語授業、サークル、イベント申込、住居の紹介など学内に関する相談については、教員や学内の担当部署と連携している。同国籍の学生の相互扶助団体が活発に活動している場合は、相談内容によってはそこに相談するようにアドバイスする場合もある。

留学生アドバイザーが必要に応じて通訳をつとめたり書類の代理記入を行ったりしていることに見られるように、留学生も利用する学内インターフェースの一部が多言語対応していないことに不便を感じる留学生は多い。

例えば、2019 年にはある留学生が留学生センターのニューズレターに英語で寄稿した。「私たち留学生は日本語で書かれた連絡を無視しがちです。時にそれは非常にマイナスであり、ツケを払うこととなります。一度私たちは授業料免除申請のリマインダーを無視しました。そのため授業料を全額払わなければならない、生活費を削り余分にアルバイトをするはめになりました。こんなことも起こり得るのですから、友よ、すべてのメールは捨ててしまう前に一度中身が何かを知るべきです。」（山口大学, 2019）

4.3 書類記入補助、関係各所への連絡、不測の事態への対応

日本語能力の低い留学生に対する生活サポートは、日本語能力の高い留学生と同様のサポートに加え、市役所手続き、公共料金等の

手続き・支払い・解約，病院や交通手段の予約，交通事故・ケガなどの保険手続き，郵便物配達の手配，住宅や引越しに関する手続きなど広範にわたる。これらの業務は1回の相談で終わる場合が多いが，内容によっては継続的な相談が必要となる。

4.4 住居に関するサポート

山口大学の留学生寮の部屋数は，国際交流会館とYU国際シェアハウスを合わせて164戸である。現在の在籍留学生数は常時300名以上で，半年ごとに100名以上の新規留学生が入学する。鈴木が「ほとんどの大学では短期留学生や渡日一年以内の新入留学生，あるいは国費留学生に優先的に宿舍を提供するという習慣がある」と指摘する通り（鈴木 et al, 2013），山口大学においても交換留学生・新規渡日生・国費留学生の留学生寮への入居許可の優先順位が高い。半年または1年の期間である交換留学生は常時100名以上が在籍しており，彼らは在学期間中を通して留学生寮への入居が可能である。一方で，2019年には渡日直後の国費留学生でも入居ができない者がいたほど，留学生数に対して留学生寮の部屋数が少ない。このため，正規課程留学生をはじめとして留学生の大半は新入生であっても民間の賃貸物件に住んでいる。

単身・家族用の適切な留学生寮の不足は留学生にとって大きな負担であるのみならず，地域や大学の援助資源にとっても一定のコストとなっており，それは各種の手続き・連絡・交渉，あるいは地域や住民とのトラブルといった形をとって表れている。

留学生寮に入居できなかった留学生は民間アパートに入居するが，来日直後に賃貸契約を結ぶ必要があったり日本の契約の煩雑な手続きになじみがなかったりし，また費用面でも負担が大きい。そのため，留学生アドバイザーには入居から退去までを通し，様々な相談が寄せられる。また，最近では留学生に積

極的に部屋を貸したいという不動産会社もあるが依然留学生に入居に対して消極的である家主が多いため，留学生は日本人学生に比べて物件の選択肢が多くない。

家族を帯同している留学生は，県営住宅に入居を希望するが多い。以前は留学生アドバイザーが，希望者の入居申請書類作成を補助していた。しかし入居後の県営住宅内での清掃等の共同活動に関するサポートは行っていなかったため，他の住民との間でコミュニケーションが十分にとれないことに起因するトラブルが絶えなかった。2017年に留学生交流係が県営住宅管理事務所と話し合った結果，日本語ができない留学生が入居を希望する場合は，山口大学は申請のサポートはせず，留学生に自分で特定の日本人に入居時から退去時まで一貫して書類作成および共同活動のサポートを頼むように指導することとなった。

4.5 家族・子どもに関するサポート

留学生が家族を帯同する場合に大学へ届け出る制度はないため正確な数は不明であるが，2019年10月に大学内関係者に聞き取りを行った際は，吉田キャンパスで家族を帯同している留学生は35名であった。2019年10月の吉田キャンパスの留学生数は305名，うち研究生・正規課程留学生は159名であるため，吉田キャンパスで学ぶ留学生の約1割，うち研究生・正規課程留学生に限れば約2割が家族を帯同している。

吉田キャンパスにおける留学生の家族に関する取り組みとしては，住居の提供が挙げられる。国際交流会館に夫婦室4部屋，家族室4部屋を設けている。また，家族を対象とした大学による日本語授業は行われていないが，地域の国際交流協会が留学生寮で定期的に日本語教室を開催しており，家族も参加できる。

4.5.1 保育所，幼稚園

留学生が子を保育所や幼稚園へ通わせるこ

とを希望する場合は、自分で入所申請をする必要がある。留学生アドバイザーは申請書類の記入を補助したり、市役所や施設に連絡をしたりしている。入所後も、学生が配布プリントを持ってきたり、また施設が子供の様子や持ち物など留学生に伝えてほしい事項を留学生アドバイザーに電話で連絡してきいたりするため、都度対応している。

留学生が子を保育所に入れる際に、次のような状況に関する相談が頻繁にある。

(1) 留学生が子を連れて入学し、保育所入所待機の状態になる。月齢が小さいと特に保育所の定員が少ないため、申請から入所まで数か月間かかる場合もある。

(2) 留学生が近辺に多く住む山口大学から自転車での通園時間が10分以内の保育所は7箇所である。周辺の公共交通機関は通園には不向きである。遠方の保育所に決まった学生の中には、自宅から坂を越えて自転車で20分の距離の保育所に子を入れる学生や、子の送迎のために自家用車を購入する学生もいる。

(3) 留学生が子の世話をしてもらうために自分の親を短期滞在の在留資格で呼び寄せ、滞在期間が切れる際に、期間の延長を入国管理局に申請する。

子が保育所に入所した後も、研究と育児の両立には困難を伴う場合が多い。また、留学生により授業・研究のスケジュール、子の年齢・人数は異なるため、保育援助のニーズは様々である。

4.5.2 小学校、中学校

留学生の子が小学校、中学校に入学する場合は留学生アドバイザーが学校に連絡をとり、入学前の面談の日程調整や持参書類の記入補助を行う。留学生らは大学周辺に住んでいるため、その子らは全員が大学所在地域にある同一の小学校、中学校に通っている。以前は留学生アドバイザーが小学校に電話をして事前面談の日程を決め、面談時に留学生が受け

取った書類の記入を補助していた。しかし

2019年1月に小学校から要請があり、留学生アドバイザーが前もって留学生に入学手続きについて説明をして書類を記入させ、留学生がその書類を持参して小学校で面談をする形となった。また入学後も学校からの配布プリントについて、留学生アドバイザーに内容の翻訳や説明を求める留学生が多い。

学校は、登校時間、制服・学用品、校外学習を含む学校行事については多くの場合に日本人児童・生徒と同じ対応を求めているようである。一方で留学生が戒律を理由として給食、衣服、礼拝について学校に配慮を希望する場合があります、多くが認められているようである。留学生は留学生アドバイザーに、その学用品の用途・使用場面・使用頻度・必要性、行事であれば参加は義務であるかといった質問をすることがある。

4.6 学外機関からの苦情への対応

2018年における山口大学留学生は430人であったが、同年の山口市の中長期滞在在留者数は1,671人であり、山口大学留学生が山口市全体の在住外国人の約25%を占めた(法務省,2019)。2018年の全国の中長期在留者のうち在留資格が留学であるものは11.90%であるため(法務省,2019)、山口市の中長期在留者における留学生の割合は全国平均に比して高いと言える。

このように留学生の割合が高いため、地域にとって初めて受け入れる外国人が山口大学留学生である場合も多く、そのためか留学生と地域の接触により生じる、生活習慣の相違などに起因するコンフリクトに対して、山口大学が対処するよう地域の関係者から求められる場合がある。

5 相談とサポートの現状

Yi(2018)はアメリカのコミュニティカレッジの留学生を対象とした研究にブロンフェン

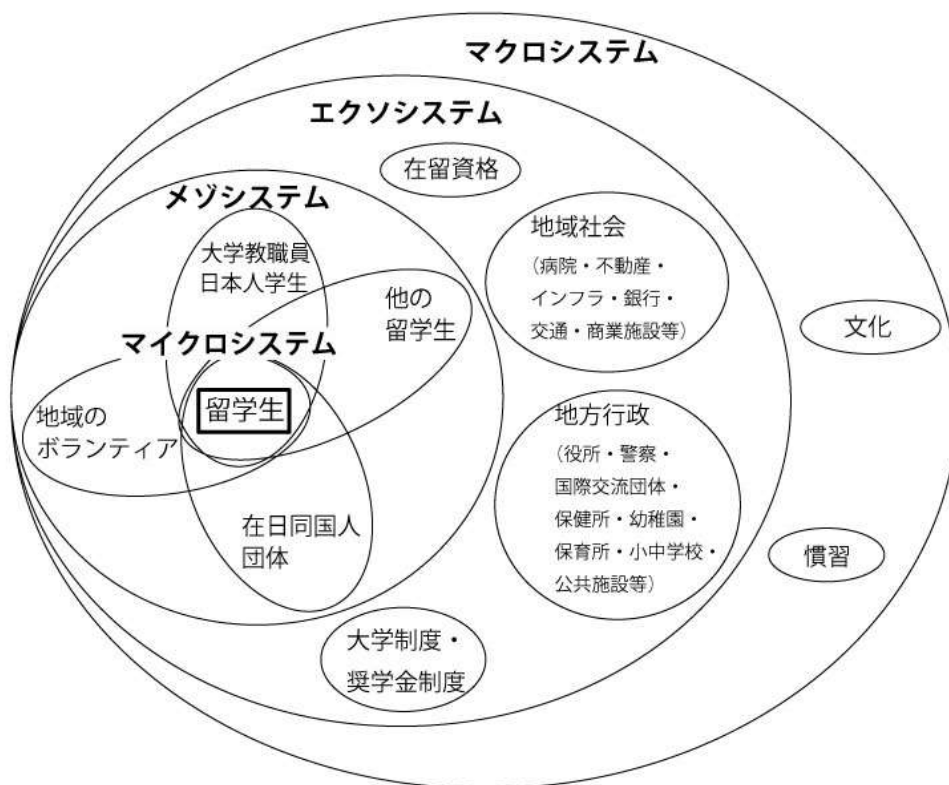
ブレンナーの社会生態学モデル(Social ecological theory, Bioecological theory)を適用し、留学生をとりまく問題について整理した。社会生態学モデルでは、個人がどのような環境の影響下にあるかを提示するために、個人をとりまく環境をその個人との関係によって4つの階層に分類する。

(Bronfenbrenner, 1979, 磯部訳 1996)。個人に最も近い内側の層であるマイクロシステムには、個人が直接物理的な関わりをもつ個々の集団・機能等が含まれる。メゾシステムはマイクロシステムの各集団同士の相互ダイナミクスである。その一階層外にあるエク

ソシステムは、公的または私的領域における、より大きな社会システムであり、個人に対する直接の働きかけはないが個人の環境に影響を与えるものである。最外部のマクロシステムは個人がおかれた環境の文化的態度やイデオロギーであり、エクソシステム以下の各層はこのマクロシステムによって大きく方向付けられる。

本学の留学生アドバイザーへの相談事にあられる留学生個人の環境要因を同モデルに当てはめたものが、図3である。

図3 ブロンフェンブレンナーの社会生態学モデルの留学生相談事例への適用



次に、各レベルの環境要因に対し、留学生アドバイザーおよびその他の援助資源がどのようなサポートを行っているかを見る。

マイクロ/メゾシステムレベルでの相談については、留学生アドバイザーは学内の教員・学部・事務・大学生協・学内コミュニテ

ィ等の担当者に相談をつなげている。また家族・子どもについての相談があった場合に、留学生アドバイザーが留学生に行政が主体でないボランティア団体や在日同国人団体を紹介することはないが、一部の留学生はこれらの集団から多大な支援を受けている。松本ら

が山口大学の留学生とその家族を対象に行ったインタビューからは、同国人同士のネットワーク内で子どもの送迎や育児に必要な物品に関して協力しあったり、地域ボランティアから出産・育児に関して通訳や交通手段の提供などで支援を受けたりしている様子が伺える。(松本 et al, 2019)。

エクソシステムレベルに属する在留資格(入管法)・地方行政・地域社会への対応は、事実上学内における留学生アドバイザーの固有の業務として位置づけられているといえる。

しかし、この業務には学外機関との連絡が多く含まれるが、留学生アドバイザーは緊急時以外は学外に同行しないため、留学生が通訳を連れて学外に行く必要がある場合は友人・知人や学部日本人チューター等に頼む他なく、相談に来ても同行者を見つけられずにニーズが満たせない場合もあった。こういった不便な状況を受け、2019年4月に留学生センターによって留学生の生活サポートを目的とした学生団体「LiVI」が結成され、留学生の個々の求めに応じて学生が学外に同行するシステムが構築された。これにより、留学生アドバイザーのところに相談に来た留学生に学外同行が必要な場合にも遅滞なく対応できるようになった。またスマートフォン等の翻訳機で対応するため通訳の同行を要しないと言う学外業者もいくつかあり、少しずつ留学生のニーズが満たされやすくなっていると思われる。

一方で、マクロシステムレベルに属する文化・慣習や差別が背景に色濃くある相談については、適切なつなげ先を見つけられず、留学生のニーズが満たされない場合があり、留学生援助体制の今後の課題である。

6 結論

以上、留学生の相談事例を交えつつ留学生アドバイザーの業務を紹介した。留学生の相談内容を通し、留学生アドバイザーの業務も

含め、大学や地域の留学生受け入れ体制に多くの改善の余地があることがわかる。今後さらなる留学生の受け入れ拡大につれ相談数の増加および内容の多様化が予想されるが、そこで起こる問題への対応に本報告が少しでも役立つことを期待する。

(留学生交流係 留学生アドバイザー)

【参考文献】

- (1) 大西晶子, 2018, 「留学生層の多様化に留意した学生支援 - 文化的多様性に対応した留学生支援の実践 -」, 『留学交流』 93, 1-9
- (2) 大西晶子, 2016, キャンパスの国際化と留学生相談, 東京大学出版会
- (3) 大西晶子, 2012, 「大規模な留学生受け入れを行う大学における留学生支援」, 『コミュニティ心理学研究』 16-1, 27-38
- (4) 岡益巳, 2018, 「岡山大学留学生相談室に持ち込まれた留学生家族に関わる事案」, 『岡山大学経済学会雑誌』 50, 57-70
- (5) 岡益巳, 2017, 「岡山大学留学生相談室へハラスメントとして持ち込まれた事案に関する実証的研究」, 『広島大学国際センター紀要』 7
- (6) 岡益巳, 2016, 「岡山大学に在籍する留学生が遭遇した好ましくない人物・団体: 留学生相談室が関与したケース」, 『広島大学国際センター紀要』 6, 21-34
- (7) 工藤正子, 2009, 「関東郊外からムスリムとしての居場所を築く - パキスタン人男性と日本人女性の国際結婚の事例から」, 『文化人類学』 74-1, 116-133
- (8) 鈴木あるの, 河合淳子, 田中みさ子, 鈴木克彦, 2013, 「留学生の住宅嗜好と

- その背景に関する研究—中国人留学生の動向に着目して—, 『日本建築学会計画系論文集』 78-686, 745-754
- (9) 総務省中部管区行政評価局, 2017, 宗教的配慮を要する外国人の受入環境整備等に関する調査—ムスリムを中心として—資料編
https://www.soumu.go.jp/main_content/000521058.pdf
- (10) 高松里, 2019, 「2017年度九州大学留学生センター・留学生指導部門報告」, 『九州大学留学生センター紀要』 27, 151-160
- (11) 中本進一, 2019, 「留学生支援ニーズの多様化と留学生アドバイザー—コンテキストアプローチの実践」 『埼玉大学紀要(教養学部)』 第54巻第2号, 99-109
- (12) 日本学生支援機構(JASSO), 2018, 大学等における学生支援の取組状況に関する調査(平成29年度), 59
https://www.jasso.go.jp/about/statistics/torikumi_chosa/_icsFiles/afieldfile/2018/11/29/1_kekka.pdf
- (13) 法務省, 2019, 在留外国人統計
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20180&month=24101212&tclass1=000001060399>
- (14) 松本美紀, 米田真子, 倉木麻衣, 2019, 在日外国人の妊娠・出産・子育てニーズに関する研究—山口市H会における在日外国人と支援者へのインタビュー調査より, 山口県立大学卒業論文
- (15) 山口大学留学生センター, 2019, 山口大学留学生ニューズレター
http://www.isc.yamaguchi-u.ac.jp/04for_grad/Newsletter_No13.pdf
- (16) 山口大学留学生支援室, 2011, 「留学生アドバイザーの活動について」, 山口地域留学生交流推進会議発表資料(2011年11月25日)
- (17) 横田雅弘, 白土悟, 2004, 留学生アドバイザーング, ナカニシヤ出版
- (18) レシャード・カレッド, 2019, 「イスラム圏の小児に対する対応」, 『小児科診療』, 診断と治療社
- (19) Adriana Perez-Eninas, Jesus Rodriguez-Pomeda, 2017, *International Students' Perceptions of Their Needs When Going Abroad: Services on Demand*, Journal of Studies in International Education
- (20) Hennings Matthias, Tanabe Shin, 2018, *Study Abroad Objectives and Satisfaction of International Students in Japan*, Journal of International Students, Volume8-Issue4, 1914-1925
- (21) Frank Shu, Shujaat F. Ahmed, Meghan L. Pickett, Roya Ayman, Samuel T. McAbeeb, 2020, *Social support perceptions, network characteristics, and international student adjustment*, International Journal of Intercultural Relations, 74, 136-148
- (22) Urie Bronfenbrenner, 1979, *The Ecology of Human Development: Experiments by Nature and Design*, Harvard University Press (磯貝芳郎訳, 1996, 人間発達生態学8(エコロジー): 発達心理学への挑戦, 川島書店)
- (23) Yi Leaf Zhang, 2018, *Using Bronfenbrenner's Ecological Approach to Understand Academic Advising with International Community College Students*, Journal of International Students, Volume8-Issue4, 1764-1782

【注】

- 1) 在籍の基準日は年度ごとに異なる。

- 2) 「その他」には以下の各国を含む。ハンガリー(6人)，ラオス人民民主共和国(5人)，ネパール連邦民主共和国(5人)，インド(3人)，ミャンマー連邦(2人)，フィリピン共和国(2人)，東ティモール民主共和国(2人)，アフガニスタン・イスラム共和国(2人)，ウクライナ(2人)，スリランカ民主社会主義共和国(1人)，イラン・イスラム共和国(1人)，エジプト・アラブ共和国(1人)，ボツワナ共和国(1人)，マラウイ共和国(1人)，カーボヴェルデ共和国(1人)，ジブチ共和国(1人)，ドイツ連邦共和国(1人)，ポルトガル共和国(1人)，デンマーク王国(1人)，ペルー共和国(1人)，グアテマラ共和国(1人)，オーストラリア連邦(1人)，ソロモン諸島(1人)，パプアニューギニア独立国(1人)